

日行連発第1546号

令和2年3月12日

北海道行政書士会

会長 宮元 仁 様

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊

申請取次行政書士管理委員会

委員長 西川 剛史

申請取次行政書士に係る取扱いについて（回答）

貴会より、令和元年11月19日付・北行第94号にて照会のありました標題の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

照会事項「使用人行政書士が申請取次行政書士の届出を行っているが、その使用人行政書士を雇用する行政書士が当該届出を行っていない場合、当該使用人行政書士を雇用する行政書士事務所は申請取次の業務を行うことができるか。」について

出入国管理及び難民認定法及び同法施行規則は、文理上、また法の趣旨に鑑みても、行政書士と使用人行政書士とを区別しておらず、後者を排除するということもしていないと思料されることから、同法施行規則第6条の2第4項、第19条第3項、第59条の6第2項の「行政書士」には使用人行政書士を含むものと解される。

ただし、行政書士法第1条の4に定めるいわゆる使用人行政書士について、同第8条第3項でその業務を行うための事務所を設けてはならないとされているように、使用人行政書士が自ら業務を受任することはできない（詳解行政書士法58頁）。

また、雇用主である当該個人事務所または行政書士法人について、①（個人事務所において）雇用主である行政書士が届出済者でない場合、または②（行政書士法人において）出入国関係申請取次業務に係る特定社員が存在しない場合には、たとえ使用人行政書士が届出済者であったとしても、雇用主が法的に実行不可能な業務を受任することは論理矛盾と考えられることから、雇用主たる当該個人事務所または行政書士法人において当該業務を受任することはできない。

なお、上記の問題が払拭され、使用人行政書士が当該業務に携わる場合においても、雇用

主である行政書士ないし当該業務に係る特定社員から適正な指揮命令のもとに当該受任業務の遂行が行われること、使用人行政書士が当該業務の処理にあたることについて外国人本人等が承諾の上で依頼していること、当該使用人行政書士においても本人の申請意思および申請内容について十分に把握していること、申請書の取次者所属機関等の欄に所属する事務所名または法人名が適正に記載されていることが必要である。

以 上